

平成 29 年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

- | | | |
|---|----------------------------------|----------|
| 1 | 平成 28 年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況について | ・・・ 1、別表 |
| 2 | 「民間活力の導入に関するガイドライン」の改正について | ・・・ 3 |
| 3 | ワーク・ライフ・マネジメントについて | ・・・ 17 |
| 4 | 三重県職員ストレスチェック制度について | ・・・ 21 |
| 5 | 平成 28 年度包括外部監査結果について | ・・・ 25 |
| 6 | 行政財産の貸付けによる有効活用について | ・・・ 31 |
| 7 | 審議会等の審議状況について | ・・・ 39 |

(別表 1) 平成 28 年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績

平成 29 年 3 月 13 日

総 務 部

1 平成 28 年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況について

「第二次三重県行財政改革取組」は、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、別表1のとおり取りまとめました。

なお、2月末時点で取りまとめているため、3月の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

【協創・現場重視の推進】

○現場重視でさまざまな主体との協創を促進する職員の人材育成（別表 番号 1）

職員が現場を重視し、さまざまな主体との協創を進めるため、その理念・必要性について理解を深め、スキルの向上を図るための基本研修等を実施しました。また、基本研修を受講した全ての所属で、協創の取組を進めるための職場内研修を実施しました。

（基本研修4回（本庁の各所属対象）、フォローアップ研修1回を実施）

○協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進（別表 番号 3）

職員が、企業・NPO・市町などのさまざまな主体においての実践体験を積むことで、職員の現場感覚を高め、協創の推進につなげるよう、各部局において派遣先等の検討を行い、派遣先との調整が整ったものについて派遣を実施しました。

（4か所へ派遣）

【機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営】

○機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進（別表 番号 4）

平成 28 年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、具体的な実施内容や実施時期について労使で検討を行い、「時差出勤勤務」を試行的に実施しました。

（実施期間 平成 28 年 7 月 11 日～平成 28 年 10 月 31 日）

○機動的な財政運営の確保（別表 番号 5）

庁内ワーキンググループでの検討結果もふまえ、県財政の健全化に向けた具体的方策として、平成 28 年 9 月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」を作成しました。このうち、ネーミングライツについては、対象拡大に向けて基本方針を見直しました。

また、当初予算編成において事務事業の見直しを徹底することにより、総事業本数を削減しました。

【残された課題への的確な対応】

○「三重県職員人づくり基本方針」の見直し（別表 番号 6）

社会情勢の変化等に対応した、より効果的な人材育成をめざして、「みんなで行う人づくり」をベースとしながら、さらに一歩進め、「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」を基本的な考え方とした「三重県職員人づくり基本方針（改定）」を平成 28 年 12 月に策定しました。

○県民が納税しやすい環境の整備（別表 番号 8）

自動車税納税にあたって、MMKを利用できる環境を 4 月に整備しました。

あわせて県政だよりみえや県ホームページなどでMMK利用開始のPRを行ったところ、納期内の納付実績は 4,667 件（納期内の納付全体の 0.8%）でした。

※MMK：スーパーのサービスカウンター等で公共料金等の納付ができる仕組み

○未利用の県有財産の積極的な有効活用と売却（別表 番号 9）

県有財産における今後の利用見込み等を検討するため、財産の自己点検等要領を 7 月に策定し、8 月～10 月に各所属において県有財産の自己点検及び利用見込み調査を実施しました。また、新たな利活用方法として県有財産の貸付けに取り組むための「貸付けにあたっての基本的な考え方」を策定しました。

2 達成割合と今後の進行管理

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における「行政運営の取組」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」について、今年度は 11 の具体的取組のうち、計画どおり 4 取組が達成となる見込みです。

今後の進行管理について、達成度が「継続」の取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実な推進を図ります。また、既に「達成」見込みの取組においても、定期的の実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上に努めます。

3 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」について

第二次三重県行財政改革取組の「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」を推進するにあたり、深刻な財政状況を踏まえ、より一層の歳入確保と歳出構造の見直しに向けた今後の方策について、平成 31 年度まで集中的に取り組むものとして、「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」を平成 28 年 9 月にお示ししました。

この素案を踏まえ、平成 29 年度当初予算編成において、事務事業の見直しや歳入確保に取り組むとともに、ネーミングライツ等必要な規程の整備等を進めてきたところであり、さらに今後実施する具体的な取組について精査を行っています。

引き続き、庁内議論を重ねたうえで、平成 29 年 6 月定例会議において、集中取組（案）として説明するとともに、市町等関係団体に丁寧の説明を行っています。

2 「民間活力の導入に関するガイドライン」の改正について

本県における民間活力の導入に関する指針である「民間活力の導入に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）について、国からのPPP/PFI手法の導入を優先的に検討する規程の策定要請に対応し、所要の改正を行います。

1 経緯

(1) 「ガイドライン」について

平成24年度に「ガイドライン」を策定し、民間活力導入の手法選択の考え方と手順を明確化するとともに、「みえ成果向上サイクル」の主要なツールである「オールインワンシステム」における、事務事業の評価、改善を行うための一つの判断基準として活用しています。

(2) 国による指針の策定

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（H27.6.30閣議決定）において、公共サービスにおける「民間能力の活用等」などが打ち出されたことに伴い、平成27年12月に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、人口20万人以上の地方公共団体は、公共施設等の整備等を行う場合に、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための規程を平成28年度中に策定することが求められています。

※ PPP/PFI手法▶ 行政と民間が連携して事業を行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。なお、PPP（Public Private Partnership）には、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度、外部委託等の手法が含まれる。

※ PPP/PFI手法導入の優先的な検討▶ 多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。

2 本県における優先的検討規程の策定についての考え方

本県においては、すでに「ガイドライン」において、県が直接実施すべきものを除く全ての事務事業について、事業発案時に民間活力導入の検討を行うこととしています。

このことから、新たに規程を策定するのではなく、国の指針で示された「優先的検討の対象事業」、「対象事業の評価」、「評価結果の公表」等の内容を追加する形で「ガイドライン」の改正を行います。

3 改正内容

「ガイドライン」に新たに、国の指針を踏まえた「優先的検討」に関する項目を設け、次の内容を追加します。

(1) 優先的検討の対象事業

次の①、②のいずれの要件にも該当する公共施設整備事業を対象とします。

① 事業要件（ア、イのいずれかに該当する事業）

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

② 事業費要件（ア、イのいずれかに該当する事業）

ア 事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の運営等にかかる事業費が1億円以上（運営等の見直しを行う場合に限る。）

(2) 対象事業の評価（簡易な検討、詳細な検討）

(1)の対象事業に該当する事業について、従来型手法による場合と、民間活力を導入した場合との間で、かかる費用等の総額の比較その他の方法により、採用手法の導入の適否を評価します。

(3) 評価結果の公表

(2)で民間活力の導入に適しないと評価した場合には、その評価内容をインターネット上で公表します。

4 今後のスケジュール

「ガイドライン」の改正については、平成29年4月から運用を開始します。今後、改正内容を各部局に周知のうえ的確な運用を図ります。

(参考)

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について
(平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議決定)

平成27年12月17日付けで内閣府及び総務省から、人口20万人以上の地方公共団体においては、当該指針を踏まえ、平成28年度末までに「優先的検討規程」を策定するよう要請がなされています。

(指針のポイント)

1 優先的検討規程の策定

人口20万人以上の地方公共団体は、公共施設等の整備等を行うにあたっては、PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを従来型的手法に優先して検討することとし、そのための手続き及び基準等を定めた「優先的検討規程」を策定する。

2 対象事業の基準

次に該当する公共施設整備事業について、優先的検討の対象とする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

3 対象事業の評価

(1) 簡易な検討

2に該当する対象事業について「簡易な検討」を行い、従来型手法による場合と、適切なPPP/PFI手法（以下、「採用手法」という。）を導入した場合との間で、費用総額の比較等を行い、採用手法の導入の適否を評価する。

(2) 詳細な検討

3(1)で採用手法の導入に適すると評価した場合には、要求水準、リスク分担等を踏まえた詳細な費用比較等の「詳細な検討」を行い、採用手法の導入の適否を評価する。

4 評価結果の公表

上記3により、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、その評価内容をインターネット上で公表する。

5 優先的検討の実施状況等の公表

内閣府は、国、地方公共団体等の優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表する。

民間活力の導入に関するガイドライン（平成 29 年 3 月改正案）

1 趣旨

(1) 現状

本県においては、これまで事務事業の外部委託化や指定管理者制度の活用、地方独立行政法人制度の導入等を進め、民間活力の導入を図ってきました。また、平成 25 年 3 月に「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定し、県が直接実施すべきものを除く全ての事務事業について、事業発案時に民間活力導入の検討を行うこととしています。

一方、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（H27.6.30 閣議決定）において、公共サービスにおける「民間能力の活用等」などが打ち出されたことに伴い、平成 27 年 12 月に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、人口 20 万人以上の地方公共団体は、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、民間活力の導入を優先的に検討することが必要となっています。

また、厳しい財政状況が続くなか、簡素で効率的な行政運営が求められており、県民のニーズに応じた質の高い公共サービスを提供するためには、民間の持つ豊富な知識や経験の活用が求められています。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、民間活力導入の可否及び手法の検討を行うためのツールとして活用するとともに、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用するための主要なツールである「オールインワンシステム」において、事務事業の評価、改善等を行うための一つの判断基準として策定します。

○ みえ成果向上サイクルにおけるガイドラインの位置づけ

※事業マネジメントシート（事務事業）に、民間活力の活用に関する判断のチェック欄を設け活用

オールインワンシステムマネジメントシート(事務事業)		判断基準
総合判断	見直しの視点、見直しの方向	「事務事業見直しの視点」、「事務事業見直しの判断基準」に基づき、事務事業を検証 ○事務事業見直しの視点 事業目的の妥当性、県関与の必要性、手段の有効性 手段の効率性(事務事業展開のコスト)、緊急性 ○事務事業見直しの判断基準 事業の廃止、事業の見直し、事業の縮小、事業の統合化、終期の設定、見直しの必要がないもの、拡充
	民間活力の活用	県が直接実施すべき事務事業を除き、民間活力の導入が可能か検証 ○県が直接実施すべき事務事業 法令等の規定、許認可等県が直接公権力を行使、政策立案や総合調整などの判断、公正性・公平性・緊急性 ○民間活力の導入手法 地方独立行政法人、指定管理者制度、PFI等、外部委託等

事務事業の見直しの視点
事務事業見直しの判断基準

➡

事務事業の実施
検討
(廃止、拡充含む)

本ガイドライン

➡

民間活力導入の
可否及び手法の
検討

2 民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入にあたっては、以下の考え方により検討を行うこととします。

○ サービスの質の向上（適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行）

民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、県民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、公共サービスの質の向上を図ること。

○ 行政運営の効率化（業務の効率化とコストの適正化）

民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減が図られること。

3 民間活力の導入に関する視点

民間活力の導入にあたっては、以下の視点に留意することとします。

(1) コスト比較

県が直接実施する場合と民間活力を導入する場合とのコスト比較について、サービスの質の向上を図る観点に留意したうえで、事業期間全体におけるライフサイクルコストの最適化の観点も踏まえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、事業総体としての効率性が拡大するか否かについて検討するものとします。

(2) 民間事業者等の状況の把握

民間活力を導入するにあたっては、どのような相手方が望ましいかの観点から、相手方となり得る民間事業者、地域の団体、NPO等について、業務遂行能力、法令遵守の状況、障がい者雇用の取組状況等について把握するとともに、新たな団体等の発掘にも努めるものとします。

(3) 競争性の確保

民間事業者等の選定については、合理的な理由がなく、相手先の長期固定化、業務の独占などが生じないように、競争性をもった選定手続きをとるものとします。

また、相手先を特定している業務については、可能な限り業務内容等の見直しを行ったうえで、競争性のある方法により選定を行うとともに、引き続き、特定の者と契約等をする場合にあっては、その理由を明確にしておくなど競争性を確保しておくものとします。

(4) 効率的、効果的な選定手法の活用

効率化と併せ、サービスの質の向上を図る観点から、民間事業者等の創意工夫のある提案を求める企画提案コンペ方式、価格以外の要素も含めて契約先等を決定する総合評価方式による発注手法も積極的に活用するものとします。

(5) サービスの質の確保

民間活力を導入する事務事業内容によっては、発注段階にサービスの具体的水準を定め、サービス内容が適正に確保されるよう性能発注を行い、サービスレベルに関する協定を締結するなど、サービスの質の確保に努めるものとします。

(6) 責任の所在の明確化

あらかじめ県と民間事業者等との責任の範囲を明確にしておくとともに、定期的
に実施状況等の確認を行い、問題のある場合は、契約の解除や損害賠償請求を行う
こととするなど、契約条項においてサービスの精度、確実性、信憑性を担保すると
ともに、責任の所在を明確にするものとします。

(7) 機密性の保持

個人情報の保護、機密性の保持等が必要な場合は、あらかじめ契約条項に業務上
知り得た情報の漏えい防止などを明記するとともに、受託者にも個人情報の保護な
どの重要性を認識させ、管理に関する責任の所在を明確にしておくものとします。

(8) 情報の提供

民間活力等の導入状況について、透明性、公明性を確保するため、必要に応じ、
その選定過程から実施状況、監視・検証といった各段階における情報をホームペー
ジ等により公開するとともに、民間活力の導入結果等、具体的な成果についても広
く県民等へ情報提供するものとします。

(9) モニタリング及び検証

民間活力の導入によりサービスの水準や事務事業の効率性が低下しないよう、民
間事業者等の実施状況について、現地における調査や利用者アンケートなどの方法
により継続的に管理監督を行うモニタリング体制を整備することとします。

また、モニタリングにより把握した事務事業の実施状況については、単に履行確
認にとどまることなく、民間活力の導入によるサービスの向上や経費の削減など
について把握するとともに、第三者による意見を反映するなど、その課題についても
検証を行い、適切な検証が行われる体制づくりに努めるものとします。

4 民間活力の導入検討

(1) 対象事務事業

県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべき次のものを除き、県が実施
する全ての事務事業を検討の対象とします。

- ① 法令等の規定により、県が直接実施することとされているもの
- ② 許認可等、県が直接公権力の行使を行うもの
- ③ 政策立案や総合調整など、県自ら判断する必要があるもの
- ④ 上記の他、公正性・公平性・緊急性などの観点から県が直接実施すべきもの

(2) オールインワンシステムによる検討

オールインワンシステムを運用する中で、民間活力導入の可否、導入手法の検討
及び検証を行うこととします。

なお、新規の事務事業や公共施設の整備（新設、改修等）等を検討する場合は、
事務事業の企画段階から、民間活力の導入について検討を行うこととします。

(3) 導入手法の検討

民間活力の導入については、以下の手法から、事務事業内容に応じた適切な手法を選択し、導入の検討を行います。

○ 民間活力の導入手法一覧

	導入手法		対象業務	根拠法令	詳細マニュアル等
1	地方独立行政法人		地方独立行政法人法に規定された業務	地方独立行政法人法	
2	指定管理者制度		公の施設の管理運営業務	地方自治法	指定管理者制度に関する取扱要綱
3	PFI等	PFI	PFI法に基づく公共施設等の整備一体発注業務	PFI法	PFI導入マニュアル
		PFI的手法	PFIの事業方式を活用した、公共施設等の整備一体発注業務	地方自治法	
4	外部委託等	委託 ----- 人材派遣	個々の業務、一体の業務	地方自治法 (公共サービス改革法) 労働者派遣法	

5 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を踏まえた検討
 本県における民間活力の導入は、上記2～4に基づき推進していきますが、国の策定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、(1)に該当する事業（以下、「優先的検討事業」という。）については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、民間活力の導入を優先的に検討し、導入に適しないと判断した場合は、その評価内容を公表することとします。

※ PPP/PFI手法とは

行政と民間が連携して事業を行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。なお、PPP (Public Private Partnership) には、PFI (Private Finance Initiative)、指定管理者制度、外部委託等の手法が含まれる。

(1) 優先的検討の対象事業

次の①、②のいずれの要件にも該当する公共施設整備事業を対象とします。

① 事業要件 (ア、イのいずれかに該当する事業)

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

② 事業費要件 (ア、イのいずれかに該当する事業)

ア 事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の運営等にかかる事業費が1億円以上（運営等の見直しを行う場合に限る。）

(2) 適切な民間活力導入手法の選択

優先的検討事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、適切な民間活力導入手法（以下、「採用手法」という。）を選択します。なお、この場合、唯一の手法を選択することが困難な場合は、複数の手法を候補として選択することができます。

(3) 簡易な検討

採用手法の導入可能性を一次的に判定するため、優先的検討事業について、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額の比較等を行い、採用手法の導入の適否を評価します。

※ 簡易算定ツールを活用したコスト比較、サービスの質の向上可能性、民間ノウハウの活用可能性等の検討による評価

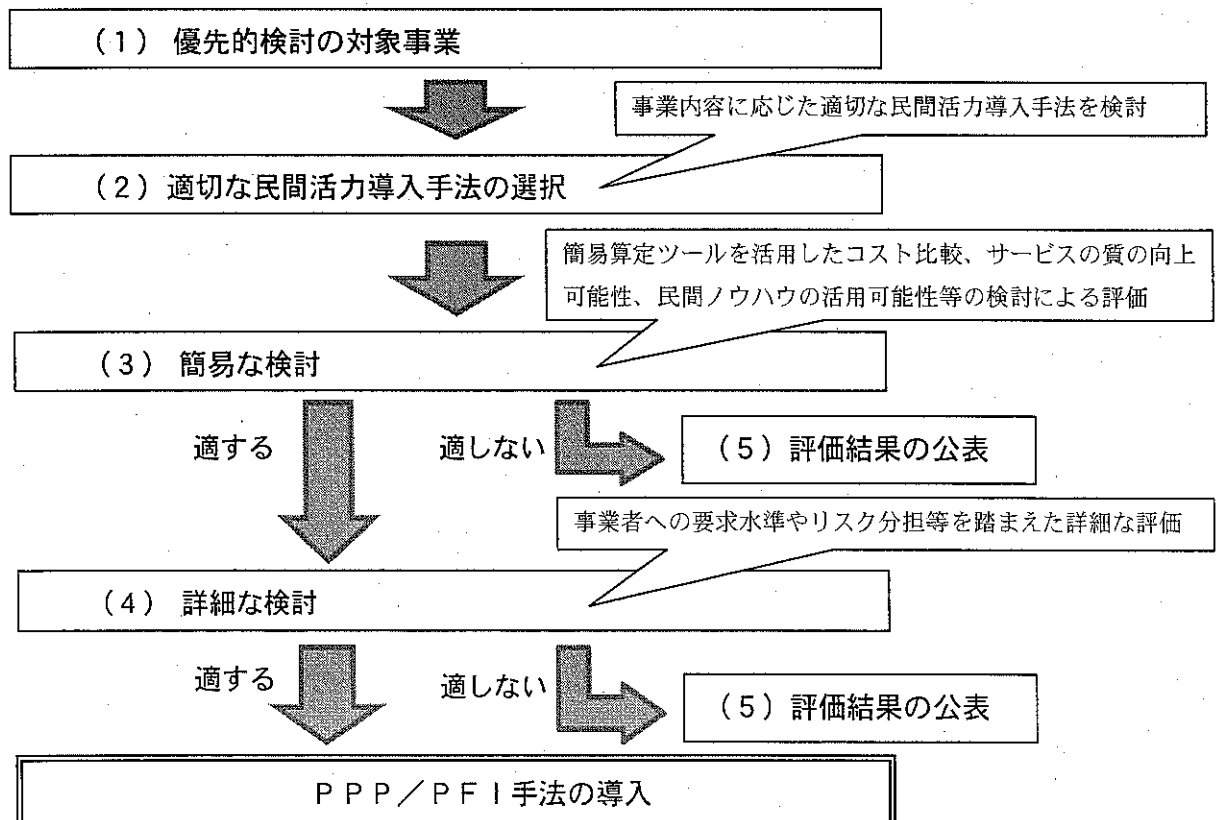
(4) 詳細な検討

事業者への要求水準やリスク分担等を踏まえた導入可能性を判定するため、(3)で採用手法の導入に適すると評価された優先的検討事業について、詳細な費用総額の比較等を行い、採用手法の導入の適否を評価します。

(5) 評価結果の公表

(3)及び(4)で採用手法の導入に適しないと評価した場合には、その評価内容をインターネット上で公表します。

【参考：優先的検討のプロセス】



※ 事業内容や採用手法によっては、上記プロセスの一部を省略して採用手法導入の決定を行うことができる。

6 民間活力の導入手法

(1) 地方独立行政法人

地域において確実に実施されることが必要な事務事業であって、必ずしも地方公共団体自らが主体となって直接に実施する必要のないもののうち、企業等に委ねた場合には確実な実施が確保されないおそれのあるものを効果的・効率的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人のこと。

《検討対象事務事業》

地方独立行政法人法に限定列举された事務事業について、地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、効果的・効率的な事務事業の実施が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

(検討事項等)

- 導入を検討する業務の範囲（※地方独立行政法人法において限定的に規定）

対 象 業 務
試験研究
大学又は高等専門学校を設置及び運営
公営企業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
社会福祉事業
公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理
・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人施設
・会議場施設、展示施設又は見本市場施設であって総務省令で定める規模以上のもの

- 地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、法人化により人事管理の柔軟な運用や財務管理の弾力運用を通じ、県が直接実施するよりも効果的、効率的に事務事業の実施が図られるものについて導入を検討。

(2) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用し、サービスの向上や経費の削減を図るため、法人その他の団体であって県が指定する民間企業等にその施設の管理運営を委任すること。

《検討対象事務事業》

法律により、県が直接管理を行うこととされている施設以外の公の施設の管理運営業務について、サービスの質の向上や経費の削減が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

(検討事項等)

- 施設の設置目的に沿って、その有効活用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県がめざす施策の実現に寄与すること。
- 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など、県民へのサービスの質の向上が図られること。

- 効率的な運営により経費の削減が図られること。
- 新たに公の施設を設置する場合は、指定管理者制度の導入について、検討を行うこと。
- 公の施設の管理運営業務にPFIによる公共施設等運営権を設定する場合は、指定管理者の指定も併せて行うこと。

→ 具体的な指定管理者制度の運用手続き等については、別に定める「指定管理者制度に関する取扱要綱」等に基づき行います。

(3) PFI等

① PFI

公共施設等を整備する際に、PFI法に規定された手続きにより民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、改修、更新や維持管理運営など、一連の業務を一体的に民間企業等に委託し、低廉かつ良好なサービスを提供すること。

《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行うにあたり、民間の資金や優れた経営能力の活用によりVFM (Value for Money) が達成される場合は、PFIによる事業の実施を検討することとします。

(検討事項等)

- PFI導入を検討する公共施設等の整備事業（※PFI法に規定）

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
公用施設	庁舎、宿舍
公益的施設	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街
その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星

- PFI事業の推進を図るため、PFI法に定められた公共施設等の整備事業のうち、一定金額以上の事業費が見込まれるものについては、総務部との協議を事前に行うこと。
- PFI事業の導入手順は、①PFI事業として実施する可能性がある事業の発案、②PFI導入可能性調査の実施、③PFI事業を実施する事業者の選定、④PFI事業の実施の手順で実施され、事業の発案から事業者の選定（契約締結）までに2年程度の期間を要することから、事業の進捗管理に留意すること。
- PFI事業の実施に関し、民間事業者からの事業実施の提案及び提案への回答が義務づけられていることから、民間提案が行われた場合は、その提案内容を吟味し、事業化について検討を行うこと。
- 施設の管理運営業務において、施設利用者から徴収する利用料金収入により独立採算が可能な場合は、PFI（公共施設等運営権）により施設の管理運営業務を民間に委託することを検討すること。（※公共施設等運営権を設定する施設が公の施設の場合は、指定管理者制度も同時に導入）

② P F I 的手法

P F I の事業方式を活用した官民協働による公共施設等の整備手法のこと。

《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行う場合。

(検討事項等)

- P F I、P F Iの手法については、事業実施の手続きがP F I法に基づくか否かの違いはあるが、いずれも、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を行うものであり、公共施設等の整備や改修等を行う場合は、P F I等の導入を検討すること。
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した官民協働による公共施設等の整備等を行う場合は、資金調達の方法や民間との役割分担の違いから様々な事業方式が存在することから、公共施設等の整備内容や補助金等の有無等を勘案し、整備内容に応じた最適な方式を選択すること。

○事業類型による区分

事業収入の構造の違いにより以下の3つに区分

- ・サービス購入型：民間事業者等が施設の整備を行い、地方公共団体がサービス対価の支払により投資を回収
- ・独立採算型：採算が取れる事業において、民間事業者等が施設の整備を行い、利用者からの料金収入により投資を回収
- ・ミックス型：サービス購入型と独立採算型を合わせた形態

○事業方式による区分

資金調達、管理運営者、所有権の移転時期等により、以下のとおり区分

実施形態		事業方式	資金調達	整備 (設計・建設)	管理運営	所有	
						運営中	終了後
発注単位区 分の変更		DB	公共	民間	公共	公共	公共
		DBO	公共	民間	民間	公共	公共
発注・入札・ 契約方式の 変更	施設の新 設・移転等	BTO	民間	民間	民間	公共	公共
		BOT	民間	民間	民間	民間	公共
		BOO	民間	民間	民間	民間	民間
		リース	民間又は 公共	民間又は 公共	民間	民間又は 公共	民間又は 公共
		RO	民間	民間	民間	公共	公共
	既存施設の 改修等	RTO	民間	民間	民間	公共	公共
		ROT	民間	民間	民間	民間	公共
管理・運営	維持管理	公共	公共	民間	公共	公共	

- ・DB (Design Build) : 民間が設計、建設を一括して実施。資金調達、施設の所有運営は公共が実施する方式。
- ・DBO (Design Build Operate) : 民間が設計、建設、運営、維持管理を一括して実施。資金調達、施設の所有は公共が実施する方式。
- ・BTO (Build Transfer Operate) : 民間が資金調達、設計、建設を行った後、所有権を公共に移転したうえで、民間が運営、維持管理を実施する方式。
- ・BOT (Build Operate Transfer) : 民間が資金調達、設計、建設し、一定期間、民間が運営、維持管理を実施した後、所有権を公共に移転する方式。
- ・BOO (Build Own Operate) : 民間が資金調達、設計、建設し、民間が運営する方式。事業終了後も所有権を公共に移転しない。
- ・RO (Rehabilitate Operate) : 民間が資金調達、改修し、民間が運営する方式。施設を改修するか新設するかの違いはあるが、事業方式としては、BTO、BOTと同じ。

(4) 外部委託

県が行政責任を果たす上で、必要となる監督権などを留保しつつ、その事務を民間事業者、外部の団体及び個人などに委託すること。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)に基づき、官民競争入札等を実施する場合は、市場化テストという。

《検討対象事務事業》

○外部委託を検討する主な業務の種類

ア 定型的業務

データ管理業務、統計・調査業務、アンケート業務、窓口サービス業務、収納・給付・融資業務など

イ 公共施設管理・運営業務

庁舎等維持管理業務、県管理施設管理運営業務など

ウ イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会・講習会、職員研修、広報・啓発等の企画・運営業務など

エ 専門的な知識や技術を要する業務

設計・測量業務、用地買収業務、公共工事の現場監督に関する業務、検査業務、技術指導・訓練業務、調査委託業務、債権回収業務など

オ 高度な知識・技術を要し、技術革新が早い業務

情報化関連業務、試験研究・分析業務など

○業務の単位

委託を行う業務の単位としては、個々の業務のほか、共通又は類似の業務を集約したり、企画から運営といった一連の業務を対象としたりするなど、効率的な発注単位について検討を行います。

○委託先の検討

委託先について、事務事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう、民間事業者や外部の団体、個人等、幅広く検討を行うこととします。

(検討事項等)

- 県が直接実施する場合に比べ、人件費等を含む経費の節減が可能かどうか比較、検討すること。
- あらかじめ県と委託先との責任の範囲を明確にしておくとともに、業務の履行過程における県の管理監督についても明確にしておくこと。
- 公権力の行使や政策立案など県が直接実施すべき事務事業であっても、それに付随する定型的業務などは、細分化しての委託も検討すること。
- 異なる事務事業においても、類似した業務を一括りにしたり、窓口業務全体を委託したりするなど、業務を包括的に取りまとめたうえでの委託も検討すること。
- 一連の業務をプロセスに分けて、個々の業務が委託可能かについての検討も行うこと。
- 委託先の選定について、資格要件の設定等により、事務事業の目的に沿った効果が期待できる委託先を検討すること。

3 ワーク・ライフ・マネジメントについて

1 ワーク・ライフ・マネジメントに関する目標の進捗状況

(1) ワーク・マネジメントの推進

時間外勤務時間			超長時間勤務者数		
目標	年間見込 (12月末時点)	昨年度 実績	目標	年間見込 (12月末時点)	昨年度 実績
182時間	193時間	205時間	197人	148人	246人

(2) ライフ・マネジメント支援の推進

年休取得時間			夏季休暇取得率	
目標	年間見込 (12月末時点)	昨年度 実績	今年度 実績	昨年度 実績
114時間	113時間	109時間	97.0%	97.4%

※時間外勤務時間及び年休取得時間の全庁目標は平成31年度時点としているため、全庁目標は各部局の目標をつみあげた参考値(斜体)。

	1月末時点実績	昨年度実績	
		1月末時点	年度末時点
男性職員の育児参加休暇取得者数	60人	85人	108人
男性職員の育児休業取得者数	17人	16人	18人

(3) 意識・組織風土改革の推進

「日本一、働きやすい県庁(しょくば)アンケート」 ワーク・ライフ・マネジメントに関する項目の満足度				
	今年度実績	目標	対目標	昨年度実績
・「ワーク」も「ライフ」も充実させていこうとする雰囲気がある	3.31	3.29以上	+0.02	3.29
・「ワーク」も「ライフ」も充実した働き方、生き方ができている	2.75	2.79以上	△0.04	2.79

2 ワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の進捗状況

(1) ワーク・マネジメントの推進

①組織マネジメントシートを活用した業務改善の推進

期首に定め、組織マネジメントシートに記載した時間外勤務削減目標や年休取得時間目標を達成するための業務削減に向けた取組等について進捗状況を確認し、検証を行いました。

②ワーク・マネジメント職場支援の実施

職場におけるワーク・マネジメントの実効性を高めることを目的に、所属長や班長等を対象としたワーク・マネジメント職場支援研修を実施し、職場での課題を持ち寄って議論のうえ、解決するための手法を学びました。さらに、職場での話し合いが効果的に進むよう専門家によるサポートを行っています。

(2) ライフ・マネジメント支援の推進

①休暇制度の再周知

休暇等の種類と取得要件を早見表にして、期首及び中間面談時に活用できるよう各所属に通知しました。今後も年次有給休暇等の取得促進を図り、職員の「ライフ」の充実をサポートできる職場環境を整えていきます。

②イクボスの推進

平成28年度の人事異動方針において、管理職の配置にあたっては、子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに積極的に取り組んでいる姿勢を重視することとしています。

また、新任所属長研修においてイクボスの推進について周知を図るとともに、管理職や班長等を対象に、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を応援する職場風土づくり、マネジメント能力の向上を図る研修会を開催しました。

③こども参観

8月に実施したところ、114名（こども72名、職員等保護者42名）の参加がありました。こどもが親の職場を訪問することにより、親の職業に対する理解を深め、職場においては、仕事と育児の両立を実践する職員を応援する次世代育成の風土を醸成することにつながりました。

④介護に関するアンケート結果をふまえた取組

介護のための休暇制度の周知や、職員の介護に関する理解向上を図るためのセミナーを開催しました。

(3) 意識改革等の推進

①時差出勤の勤務の試行

「朝型」・「夕型」の2つの勤務パターンを設定し、7～10月の期間に時差出勤勤務を試行的に実施しました。

3 28年度の検証と今後の方向性

12月末時点の進捗状況としては、時間外勤務時間や年休取得時間等は目標には及ばないものの、昨年度実績と比較すると、多くの目標項目について改善する見込みです。特に、超長時間勤務者数は着実に削減していますが、健康管理の観点からも引き続き注力していきます。

なお、進捗状況には部局・所属によるばらつきもあるため、順調に進んでいる部局・所属の具体的取組を共有・蓄積して水平展開を促進していきます。

また、「県庁の働き方改革」に関する提言等も踏まえ、職場での議論や事業の選択と集中による業務の見直しを進めるとともに、時間管理の意識醸成等を図っていきます。

【参考】「働き方改革・生産性向上推進懇談会」からの提言

県庁における「働き方改革」の取組を進めるため、有識者や経営者で構成する「働き方改革・生産性向上推進懇談会（ワーク・ライフ・バランス推進タスクフォース）」（平成28年8月設置）から、「県庁の働き方改革」に関する提言を本年1月にいただきました。

○提言のポイント

- ・これまでの県庁一律の取組展開では限界があり、取組を継続するためには所属毎の特性や問題点に応じた取組が必要。
- ・取組を加速し続けるためには、知事をはじめ部局長等幹部職員自らがコミットメントし、それを定期的に県庁内外へ発信することが重要。

○提言内容

- ①「会議」「出張」をやめる・なくす
 - ・会議の「無理・無駄」をなくす
 - ・出張の「無理・無駄」をなくす
 - ・「やめる・なくす」会議の実施
- ②ペーパーレス化によるフリーアドレスの実現
 - ・ペーパーを保存・保管しない
 - ・使用するPC・デスクを固定化しない
 - ・共有サーバー・フォルダのルール設定
 - ・モバイルワーク推進で「どこでもオフィス化」を実施
- ③柔軟な働き方・時間編成を実現する制度の実施
 - ・「労働時間貯蓄制度」や「勤務間インターバル規制」を参考にした時間意識を高める制度を導入する
 - ・年間の休暇取得を可視化する
- ④モチベーションアップに繋げる表彰制度の実施
 - ・高い成果をあげた人を「支えた人」を表彰する
 - ・「相談タイム」を設定する
 - ・仕事の任せ方を工夫して、手戻りゼロを目指す
- ⑤取組の実効性を高めるための「ワーク・ライフ・マネジメントアクションシート（仮称）」の作成とトップからの発信
 - ・職場ごとに「ワーク・ライフ・マネジメントアクションシート」（仮称）を作成する
 - ・トップ（知事・部局長）から定期的に発信し続ける

4 三重県職員ストレスチェック制度について

1 平成 28 年度の実施状況

労働安全衛生法においてストレスチェックの実施が義務付けられたことにより、三重県では平成 28 年度からストレスチェック制度を三重県職員メンタルヘルスケアシステムの中に位置づけ、実施しました。

(1) 対象者

知事部局および各種委員会（公安委員会、教育委員会を除く）の常勤職員、非常勤職員（定期健康診断の対象となっている職員）。

(2) 実施期間

平成 28 年 10 月 11 日～10 月 25 日

(3) 受検者数

4,996 人（対象者数：5,543 人 受検率：90.1%）

(4) 高ストレス者数

435 人（8.7% 厚生労働省が定めた基準により選定）

(5) 医師面接指導者数

23 人

(6) セルフケア・職場環境改善への支援

①セルフケアに関する研修

職員を対象に、ストレスをセルフコントロールできるスキルを身につけることを目指した研修（ストレスマネジメント研修）を実施しました。

②集団分析について学ぶ研修

安全衛生管理責任者を対象に、「職場環境改善にむけて ～ストレスチェックの集団分析結果から考える」をテーマとした研修を実施しました。

2 集団ごとの集計・分析

(1) 集団の範囲

安全衛生管理責任者（本庁は各部副部長・次長等、地域機関は各地域機関の長）の所管する単位で実施しました。なお、受検者が 10 人未満の集団は除きました。

(2) 集団ごとの集計・分析の内容

集団ごとの集計・分析においては、「仕事の量的負担」「仕事のコントロール」「上司の支援」「同僚の支援」の 4 項目について、集団ごとの得点の平均値を標準集団（全国平均）と比較し、「健康リスク」を算出します。

「健康リスク」は、仕事のストレス要因から予想される心理的ストレス反応や、病気の発生などの健康問題の危険度を、標準集団の平均（全国平均）を 100 として表しているものです。「仕事の量的負担・仕事のコントロール」の健康リスクと「上司の支援・同僚の支援」の健康リスクを乗じたものが「総合健康リスク」です。

(3) 集計・分析結果の概要

データは資料「平成28年度ストレスチェック結果の集計・分析について」のとおりであり、全体としては以下のことが読み取れます。

- ①三重県庁の総合健康リスクは87であり、全国平均100と比較すると低い。
- ②本庁平均と地域機関平均で比較すると、本庁の方が地域機関よりも総合健康リスクが高い。
- ③三重県庁全体の平均点数を見ると、「仕事の量的負担」「上司の支援」「同僚の支援」は全国平均より点数が良い（ストレスが低い）が、「仕事のコントロール」は全国平均よりも点数が悪い（ストレスが高い）。

(4) 安全衛生管理責任者等による職場環境改善の取組

安全衛生管理責任者の所管する集団ごとに集計・分析した結果については、「職場環境改善のためのアクションヒント集」を参考資料として添付し、各部局長および各安全衛生管理責任者へ提供しています。

安全衛生管理責任者は、自らの所管する集団の状況を把握し、職場環境改善に向けて取り組んでいくこととしています。

3 次年度以降の対応

- (1) 職員に向けては、ストレスについて学び、自身のストレスの軽減に役立てられるようなセルフケア研修を引き続き実施します。
- (2) 集団の管理監督者である安全衛生管理責任者に対しては、引き続き集団分析について学ぶ研修を実施します。
- (3) 集団ごとの集計・分析結果をより職場環境改善に生かせるように、「安全衛生管理責任者の所管する単位」に加えて、補助的に「所属単位(10人未満の集団を除く)」でも集計・分析を行います。
- (4) 集団ごとの集計・分析に関しては、全国平均との比較に加え経年変化に対する分析も行います。

平成 28 年度ストレスチェック結果の集計・分析について

集団	受検人数	平均点数 ※3				健康リスク ※4 (全国平均:100)		
		仕事の量的負担	仕事のコントロール	上司の支援	同僚の支援	仕事の量的負担・仕事のコントロール	職場（上司・同僚）の支援	総合健康リスク
全国平均 ※1	-	8.3	8.0	7.4	8.1	100	100	100
三重県庁平均 ※2	4,996	7.6	7.9	8.0	8.4	96	91	87
本庁平均	2,027	7.9	7.7	8.0	8.4	98	92	90
地域機関平均	2,969	7.5	8.0	8.1	8.4	94	90	85

(注)

- ※1 全国平均は、厚生労働省の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に示されているもので、全国 2.5 万人の労働者の調査データです。
- ※2 三重県庁平均は、知事部局および各種委員会（公安委員会、教育委員会を除く。）の本庁・地域機関全体の平均です。
- ※3 「仕事の量的負担」は点数が高いほどストレスが高く、「仕事のコントロール」「上司の支援」「同僚の支援」は点数が低いほどストレスが高いことを示します。
- ※4 「健康リスク」は、仕事のストレス要因から予想される心理的ストレス反応や、病気の発生などの健康問題の危険度（健康リスク）を、標準集団の平均（全国平均）を 100 として表しているものです。職場における仕事の量的負担・仕事のコントロール要因に起因する健康リスク、職場の支援要因に起因する健康リスク、およびそれらを総合した健康リスクを表しています。なお、「健康リスク」が 110 の場合は、その集団において、健康問題が起きるリスクが全国平均と比較して 10% 大きいと判断します。

5 平成28年度包括外部監査結果について

1 包括外部監査制度等について

包括外部監査は、地方自治法に基づき、地方公共団体が、県の組織に属さない外部の専門的な知識を持った人と契約を結んで監査を受ける制度です。

平成28年度包括外部監査結果については、平成29年1月27日、包括外部監査人の近藤繁紀（公認会計士）氏から議会、知事に提出されました。

2 監査人が選定したテーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

【選定理由（要旨）】

公の施設については、民間の能力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を図る観点から、三重県においても行財政改革の取組の一環として指定管理者制度の的確な運用を掲げ利用者の利便性の向上などに取り組んできました。

また、適切な財産管理に向けた取り組みとして、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、県有財産の利活用についての方針を策定していることを踏まえると、指定管理者制度が導入された施設だけでなく、直営の施設についても、その管理運営は重要な課題となっていることから、監査テーマとしました。

3 監査対象期間

平成27年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする）

4 監査の結果

総括的事項として意見が3件、個別施設に関する事項として、指摘が70件、意見が70件ありました。

(1) 総括的事項

事項	区分
1 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて	意見
2 指定管理者に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の実査について	〃
3 直営施設の管理について	〃

(2) 個別施設に関する事項

(指定管理施設) 実地 13 施設 書面 19 施設 計 32 施設

施設名	区分	所管部	指摘	意見	計
1 みえこどもの城	書面	健康福祉部	0	0	0
2 母子・父子福祉センター	〃	〃	0	0	0
3 身体障害者総合福祉センター	〃	〃	0	0	0
4 視覚障害者支援センター	〃	〃	0	0	0
5 聴覚障害者支援センター	〃	〃	0	0	0

6 総合文化センター	書面	環境生活部	1	0	1
7 交通安全研修センター	〃	〃	2	0	2
8 環境学習情報センター	〃	〃	0	0	0
9 みえ県民交流センター	〃	〃	1	2	3
10 県立ゆめドームうえの	実地	地域連携部	4	2	6
11 県営松阪野球場	書面	〃	0	0	0
12 県営ライフル射撃場	〃	〃	0	0	0
13 三重交通G スポーツの杜 伊勢 (県営総合競技場)	実地	〃	5	5	10
14 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (県営鈴鹿スポーツガーデン)	〃	〃	4	1	5
15 県立熊野古道センター	〃	〃	4	1	5
16 県営サンアリーナ	〃	雇用経済部	5	3	8
17 三重県民の森	書面	農林水産部	0	0	0
18 上野森林公園	〃	〃	0	0	0
19 地方卸売市場	実地	〃	2	4	6
20 流域下水道施設	書面	県土整備部	0	1	1
21 県営住宅 (北勢ブロック)	実地	〃	4	2	6
22 県営住宅、特定公共賃貸住宅 (中勢伊賀ブロック)					
23 県営住宅、特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)					
24 県営住宅 (東紀州ブロック)	書面				
25 県営都市公園 北勢中央公園	実地	〃	4	3	7
26 県営都市公園 鈴鹿青少年の森	書面	〃	0	0	0
27 県営都市公園 亀山サンシャ インパーク	〃	〃	0	0	0
28 県営都市公園 大仏山公園	〃	〃	0	0	0
29 県営都市公園 熊野灘臨海公園	実地	〃	5	1	6
30 県立鈴鹿青少年センター	〃	教育委員会	1	4	5
31 県立熊野少年自然の家	書面	〃	0	0	0
32 県立志摩病院	実地	病院事業庁	1	4	5
指定管理分 計			43	33	76

(直営管理施設) 実地 13 施設

施設名	区分	所管部	指摘	意見	計
1 水道事業施設	実地	企業庁	1	4	5
2 工業用水道事業施設					
3 総合博物館	〃	環境生活部	4	2	6
4 県立図書館	〃	〃	5	4	9
5 県立美術館	〃	〃	0	6	6
6 鈴鹿山麓研究学園都市センター	〃	雇用経済部	2	1	3
7 県立津高等技術学校	〃	〃	4	5	9
8 県立一志病院	〃	病院事業庁	2	2	4

9 齋宮歴史博物館	実地	環境生活部	3	3	6
10 人権センター	"	"	1	2	3
11 県立こころの医療センター	"	病院事業庁	1	1	2
12 県立公衆衛生学院	"	健康福祉部	0	2	2
13 農業大学校	"	農林水産部	4	5	9
直営分	計		27	37	64

指定管理、直営	合計		70	70	140
---------	----	--	----	----	-----

※ 指摘：法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断されたもの

意見：指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

5 対応について

(1) 総括的事項

総括的事項にかかる意見への総務部の対応方針は別紙のとおりです。対応結果につきましては、1年後の常任委員会で報告します。

(2) 個別施設に関する事項

関係部局が、各常任委員会で監査の結果と対応方針を報告し、1年後の常任委員会で対応結果を報告します。

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
I 総括的事項		
第1 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて		
①民間活力を活用した施設整備・管理と、情報収集の仕組みについて（意見）		
<p>指定管理者制度を採用している施設について、指定管理者は固定資産を維持管理する責務を負っているものの、長期的な視点における施設の修繕・更新計画を立案することまでは通常期待できず、この点に関しては、県が主導的な役割を果たすか、指定管理者に対して明確に指示を行わない限り、長寿命化や取替投資の視点が現状の指定管理者制度では欠如することとなる。したがって、設備の老朽化が顕在化している現在の状況において、特に重要な設備を有する施設に関して指定管理者を選定する上では、長期的な施設修繕・更新計画の立案と実施を評価項目とするなどの方法によって、施設が長期的に効果的・効率的に利用されるような方策を検討されたい。</p>	<p>本県では、個別施設ごとの長寿命化計画を、国のインフラ長寿命化計画に基づき平成32年頃までに策定することとしています。また、指定管理者を選定する上で、長期的な施設修繕・更新計画の立案を評価項目とすることは、施設の現状をよく把握している現行の指定管理者が有利となり、新規参入が困難になると考えます。</p> <p>このことから、長期的な施設修繕・更新計画の立案と実施については、県が行うこととし、施設が適切に維持管理されるよう努めていきます。</p>	総務部総務課
②部局・施設横断的なファシリティマネジメント（公共施設等総合管理）の取組について（意見）		
<p>ファシリティマネジメントの取組は、部局・施設の枠にとどまることなく、全庁的な取組とすることが重要である。三重県では、みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、県有資産の利活用や管理に関する全庁的な組織として、公共施設等総合管理推進会議を設置しているが、現状では活発な意見交換が行われている状況は見受けられない。今後、全庁的なファシリティマネジメントを推進する観点から、各施設に関する情報を十分に共有し、ファシリティマネジメントの取組みに結びつけることが望ましい。</p>	<p>公共施設等総合管理推進会議において、各部局が有する公共施設等の現状や課題に関する情報を十分共有しながら、公共施設等の適切な総合管理につなげていきます。</p>	総務部管財課

<p>③施設に関する情報開示のあり方について（意見）</p> <p>現在、統一的な基準による地方公会計の整備と財務書類の作成が進められていることから、開示情報の充実等を図る見地より、施設に関する情報開示のあり方について、作成される財務書類の活用等も含め、今後検討されたい。</p>	<p>統一的な基準による財務書類の作成を進める中で、固定資産台帳の整備にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後、これらの書類の活用も含め、施設に関する情報開示のあり方について検討していきます。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>第2 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の実査について（意見）</p> <p>三重県の指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおいては、管理備品の実査について、一律に指定管理期間に最低1回実施するものと定められているが、平成24年度から10年間指定されている指定管理者が存在した。この場合、上記モニタリングチェックリストにしたがえば、管理備品の実査を10年間に一度実施すれば良いこととなるが、適切な頻度で実施することになるよう規定を見直すことが望ましい。</p>	<p>管理備品の実査については、適切な実査期間となるようモニタリングチェックリストの見直しを検討します。</p> <p>※指定管理者制度導入施設については、県が毎年度1回以上実地調査をすることとしています。モニタリングチェックリストとは、その際に使用するチェックリストのことです。</p>	<p>総務部総務課</p>
<p>第3 直営施設の管理について（意見）</p> <p>公の施設において、指定管理でなく直営を行うことは、行政が直接コントロールできるため、県の政策や意向が発揮しやすいというメリットがある一方で、指定管理者制度と比べ、その管理方法の効率的、効果的なモニタリングが機能しにくいというデメリットが存在する。したがって、各施設の適切な目標を設定する必要があり、現状を把握し、使命を明確にする必要があり、次に目標を設定して計画を立て、実行し、結果を検証し改善するという一連の流れ（いわゆるPDCAサイクル）を組み立て、しっかりと回す必要がある。</p> <p>また、指定管理者制度の場合には公の施設の管理状況をホームページ上で公表していることから、直営の場合にも情報公開を行うことが望ましい。</p>	<p>直営施設の管理については、関係部局において、事業マネジメントシート等、オールインワンシステムを活用し、目標設定、実行、課題の把握、改善、次の目標につなげるといったPDCAサイクルを回す中で、より適正な運営をめざして取り組んでいるところです。</p> <p>また、管理状況の情報公開については、今後、検討していきます。</p>	<p>総務部管財課</p>

6 行政財産の貸付けによる有効活用について

1 行政財産の貸付けについて

行政財産の貸付けについては、平成 28 年 3 月に策定した「第二次みえ県有財産利活用方針」において、新たに「施設内未利用スペース（部屋）の貸付けによる有効活用」を追加し、一層の利活用を図っていくこととしたところです。

また、9 月に公表した「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」においても、歳入確保に向けた取組として「県有施設内未利用スペース（部屋）の貸付けに取り組む」ことを掲げており、今後、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

なお、未利用スペースの貸付けによる有効活用については、県としては初めての取組であることから、まずは総務部が所管する施設において実施していきたいと考えています。

2 これまでの取組

(1) 県有財産の有効活用（最適化）に向けた調査

平成 28 年 8 月～10 月にかけて、県の総合庁舎 10 施設において、財産の有効活用（最適化）に向けた調査を実施しました。調査内容は、「建物性能」「外部需要の見込み」「内部需要の見込み」「現在の利用状況」「管理効率」の 5 つの視点からチェックを行い、その結果、志摩庁舎において貸付けが可能である未利用スペースがあることが判明しました。

(2) 貸付けにあたっての基本的な考え方の整理

具体的な貸付けの手続きに向け、「庁舎内未利用スペースを貸し付けるにあたっての基本的な考え方」を整理し、12 月の常任委員会で報告したところです。

3 今後のスケジュール（予定）

(1) 常任委員会での説明を経て貸付基準を決定

貸付けのための設備等の事前準備 3 月

(2) 貸付け相手先の公募手続き 4 月

(3) 貸付契約締結 5 月

6 月以降 入居条件調整、模様替え工事等を経て入居開始

※貸付けスペースの概要

志摩庁舎 4 階

広さ 約 550 m²

○庁舎等内余裕床の貸付基準（案）

この基準は、当面行政目的に利用する見込みのない庁舎等（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する庁舎等をいう。以下同じ。）について、余裕がある部分（同号に規定する余裕がある部分をいう。以下「余裕床」という。）を公募により貸し付ける場合において必要な事項を定めるものとする。

第 1 節 貸付けの対象及び利用

（貸付けの対象とする余裕床）

第 1 条 貸付けの対象とする余裕床（以下「貸付余裕床」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- 一 貸付けにより、県の事務又は事業に支障をきたすおそれがないもの
- 二 貸付けにより、庁舎等の管理に支障をきたすおそれがないもの
- 三 国、他の地方公共団体その他において、公用又は公共用若しくは公益事業の用に供する見込みのないもの

（貸付余裕床の利用）

第 2 条 貸付余裕床の利用については、次に掲げる利用は認めない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供するもの
- 二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。以下「団体規制法」という。）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供するもの
- 三 犯罪行為の用に供しようとするもの
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとするもの
- 五 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 12 条に規定する医業類似行為をいう。）の用に供しようとするもの
- 六 悪質商法（一般消費者を対象に、組織的かつ反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれた商法をいう。）の用その他これに類するものの用に供しようとするもの
- 七 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体の事務所その他これに類するものの用に供するもの

- 八 宗教、祈祷又は祭祀の用に供しようとするもの
- 九 県の事務若しくは事業の遂行又は庁舎管理に支障をきたすものとして次に掲げるもの
 - イ 県が行う規制、許可、監視、監督及び検査業務に関連する業であって、当該業務に使用する庁舎等において、当該業務を執行する上で中立性及び公平性を確保するため適当でないもの
 - ロ 電気、水等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障をきたすもの
- ハ 建物や敷地において、恒常的に不特定多数の人を出入りさせるもの（第11号括弧書きに該当する場合を除く。）
- ニ 三重県庁舎等管理規則（昭和39年三重県規則第53号）第11条各号に定める禁止行為を行うおそれがあると認められるもの
- 十 生活を営む住居の用に供しようとするもの
- 十一 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく営業の用に供しようとするもの（当該貸付余裕床に厨房設備を有する場合を除く。）
- 十二 貸付期間終了後、当該貸付余裕床を行政目的に利用することができない又は極めて困難となることが想定される用に供しようとするもの
- 十三 その他行政財産の公共性又は公益性に反する用に供しようとするもの

第2節 貸付けの相手方及び相手方の選定方法

（貸付けの相手方）

第3条 貸付けの相手方は、県内に本店、支店若しくは営業所等がある事業者又は県内に住民登録のある個人のうち貸し付けようとする庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認めるものであって、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 県が行う規制、許可、監視、監督及び検査業務に関連する業を営むものであって、当該業務に使用する庁舎等において、当該業務を執行する上で中立性及び公平性を確保するため適当でないもの
- 二 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - イ 暴対法第32条第1項各号に掲げるもの
 - ロ 暴力団及び暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するもの（イに掲げるものを除く。）
 - ハ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの（イ及びロに掲げるものを除く。）
- ニ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの（イ、ロ及

び八に掲げるものを除く。)

- ホ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与することにより直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ト 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - チ 団体規制法第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
 - リ 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）に基づき行政処分を受けたもの
- 三 行政の中立性を阻害することとなるものとして、次に掲げるもの
- イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第1条第1項に規定する宗教団体
 - ロ 政治資金規正法（昭和23年7月29日法律第194号）第3条に規定する政治団体
- 四 貸付余裕床の使用方法及び貸付料の支払い等貸付契約における条件を、貸付期間を通じて適切に履行する見込みがないものとして県が認めるもの
- 五 その他貸付余裕床の適正な方法による管理を行う上で適当と認められないもの

（貸付けの相手方の選定方法）

第4条 管理者（三重県庁舎等管理規則第3条第3項及び第4項に規定する管理の事務をつかさどる者をいう。以下同じ。）は、貸付けの相手方を原則として公募により選定する。

（審査委員会）

第5条 貸付けの相手方の審査及び選定に関する事務を適正に行うため、審査委員会を設置する。

- 2 管理者は前条の規定により公募により貸付けの相手方を選定しようとする場合は、応募者から貸付余裕床に係る利用計画書その他必要な書類（次項において「利用計画書等」という。）を徴した上で、審査委員会に諮るものとする。
- 3 審査委員会においては、利用計画書等に示された貸付余裕床の利用内容が第2条各号に掲げるものでないこと、応募したものが第3条各号に掲げるもの以外のものであること及び応募したものの信用、資力その他の事項を調査し、次の各号に掲げる内容を基本とする項目により審査した上で、最もふさ

わしい相手方を選定する。

- 一 利用者
 - 二 利用内容
 - 三 地域貢献度（地域振興、産業振興、福祉サービスの向上、文化振興への寄与その他の地域への貢献の度合いをいう。）
 - 四 貸付料
 - 五 その他貸付け相手方の選定にあたって必要な項目
- 4 審査委員会の設置に関して必要な事項は、総務部管財課長が別に定める。

（貸付契約の相手方の制限）

第6条 貸付契約の相手方とすることができるのは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中であるもの
- 二 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年3月29日出納第01-234号）により落札資格停止措置を受けている期間中であるもの又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当するもの
- 三 県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納しているもの

第3節 貸付料、貸付契約の方式及び貸付期間

（貸付料）

第7条 貸付余裕床の貸付料は、三重県公有財産規則（昭和39年三重県規則第66号）第20条第4項により準用する同規則第24条の規定による適正な時価により評価した額であって、普通財産貸付料算定基準（昭和52年4月1日）により算定した額以上の額とする。

- 2 貸付けを年度中途において開始又は終了するときの当該開始又は終了する年度における貸付料は、前項の規定により算定した額にかかる当該年度の貸付日数相当額を日割り計算した額とする。

（貸付料の納付及び返還）

第8条 貸付料は、原則として一年度分を一括して納付させる。ただし、貸付けの相手方との協議により特段の事情が認められる場合は、分割して納付させることができる。

- 2 第11条により契約を解除したときは、徴収した貸付料にかかる残日数相当額を日割り計算し返還する。

（貸付契約の方式）

第9条 貸付契約は、貸付余裕床が貸付期間満了後に確実に返還されるよう、

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

（貸付期間）

第10条 貸付期間は、1年以上かつ3年を超えない期間とし、当該庁舎等の将来における使用見込み等を勘案して、民間の賃貸借事例を参考に、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

（契約の解除）

第11条 貸付期間中に貸付余裕床を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第5項により準用する238条の5第4項及び第5項の規定により契約を解除することができる。なお、この解除権の行使により借受人に損失が生じたとき、県はその損失を補償することができる。

2 借受人が貸付余裕床を第2条各号に掲げる利用をしたとき又は第3条各号に掲げるものに該当することとなったとき、県は契約を解除することができる。なお、この解除権の行使により借受人に損失が生じた場合であっても、その補償はしない。

（契約の更新）

第12条 借地借家法第38条第1項の規定により、契約の更新がなく貸付期間の満了によって貸付けは終了する旨を契約書に定める。

2 貸付期間の満了後もなお同一の余裕床を貸し付けようとする場合、県は改めて第4条の規定により原則として公募により貸付けの相手方を選定する。

第4節 契約細目

（担保）

第13条 貸付料の不払い、原状回復義務の不履行その他の事由に備えて、貸付料の12月相当額の担保を徴する。

2 担保は、地方自治法第235条の4に規定する歳入歳出外現金として取り扱う。

3 担保による被担保債権は、貸付契約から生じる貸付料、損害賠償金、原状回復義務の不履行に伴う原状回復費用その他一切の債権とする。

4 第11条第2項により県が契約を解除したときは、第8条第2項により計算した額から前項の債権額を差し引いた額を貸付けの相手方に返還する。

(災害共済基金分担金相当額)

第 14 条 貸付余裕床に係る災害共済基金分担金相当額（財団法人都道府県会館が運営する建物共済事業に係る災害共済基金分担金に相当する額をいう。以下同じ。）を貸付料とは別に借受人から毎年徴収する。

2 災害共済基金分担金相当額の算定は、次の算式による。ただし、これにより難しい場合は県が別に定める。

当該建物に係る災害共済基金分担金×（貸付面積／当該建物の延床面積）

(光熱水費等)

第 15 条 貸付余裕床に付帯する電気、電話、ガス、水道、冷暖房等諸設備の使用に必要な経費及び清掃に必要な経費等は、貸付料とは別に原則として行政財産の目的外使用させる場合の取り扱いについて（昭和 51 年 3 月 29 日総務部長通知）別紙 3 に定める行政財産の使用に係る光熱水費等の徴収基準を準用して借受人から徴収する。

(施設利用の制限)

第 16 条 借受人の貸付余裕床の利用にあたっては、三重県庁舎等管理規則の制限を受ける。

(模様替え及び原状回復)

第 17 条 借受人が、借受人の費用負担により貸付余裕床の模様替え等を行うことを妨げない。ただし、貸付期間の満了又は貸付契約の解除に伴い借受人に当該貸付余裕床を返還させる際には、原状回復の上、明け渡させなければならない。

(転貸及び賃借権の譲渡)

第 18 条 借受人により貸付余裕床の転貸又は賃借権の譲渡をすることは、これを認めない。

(賃借権の登記)

第 19 条 借受人により貸付余裕床に係る賃借権を登記することは、これを認めない。

(雑則)

第 20 条 この基準に定めるもののほか、余裕床を貸し付ける場合において必要な事項は、総務部管財課長が別に定める。

7 審議会等の審議状況について

(平成28年11月21日～平成29年2月14日)

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成29年1月27日
3 委員	会長 澤田 博 委員 伊藤 庄吉 ほか1名
4 諮問事項	変更認可申請に係る諮問 ・ (一社) 三重県畜産協会 ・ (一社) 元気クラブいなべ
5 調査審議結果	・ (一社) 三重県畜産協会の変更認可申請については、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ (一社) 元気クラブいなべの変更認可申請については、内容確認に必要な書類を追加で徴するため継続審議することとした。
6 備考	次回開催日：平成29年3月1日

注) (一社)：一般社団法人